

令和5年11月1日

資料提供

担当課(室)	道路建設課
担当者	鈴木、坂口
電話(直通・内線)	073-441-3090

国道168号仮称2号トンネルの事業休止について

- ・国道168号仮称2号トンネルの事業については、すでに契約済の工事において、継続的にフッ素やヒ素が検出されていることから残土処分の費用が増え、莫大な工事費となることが予想されます。
- ・そのため、トンネル事業を一旦休止し、再発注に向けたコスト縮減対策を検討します。

- 国道168号の^{おうが たかだ}新宮市相賀～高田間で、令和3年度から工事を進めてきた仮称2号トンネル(契約金額約70.6億円)において、全掘削延長の約1割を掘削したところ、全区間で基準値以上のフッ素やヒ素が検出されました。
- これまで和歌山県建設発生土管理基準に基づき御坊市にある管理型処分場へ搬出していましたが、今後も同様の地質が続くことが予想されることから、このまま掘削を継続した場合、莫大な工事費(約200億円増)となるため、トンネル事業を一旦休止し工事打ち切りに向けて受注者と協議を開始しています。
- なお、工事の再開は土壤汚染対策法に基づいた残土処分コスト縮減策の実施の見通しが立った後に再発注することを想定しています。

【工事概要】

- ・工事名 : 令和3年度 国債国補国改 第1号
国道168号(仮称2号トンネル)道路改築工事
- ・工事箇所: 新宮市相賀外地内
- ・契約金額: 7,062,220,000円(税込み)
- ・工期: 自 令和3年12月18日
至 令和8年2月14日
- ・請負者 : 大成・尾花・川合特定建設工事共同企業体
- ・工事概要: 延長2,658m 幅員8.5m(車道3.50m×2、路肩0.75m×2)
トンネル工(NATM)

